令和6年度　全国こども政策主管課長会議

# こどもの事故防止及び<br>安全で安心な社会環境の整備について

こども家庭庁成育局
安全対策課長　近藤 裕行

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

# 《 目 次 》


## Ⅰ．こどもの事故防止について

1．こどもの事故防止に関する取組の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

2．教育・保育施設等における事故防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

## Ⅱ．こどもの安全で安心な社会環境の整備について

1．青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

2．こどものインターネット利用に係る啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

3．いわゆる「闇バイト」への加担を防止するための取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

# Ⅰ．こどもの事故防止について

# １．こどもの事故防止に関する取組の推進について

# データで見る 「こどもの不慮の事故」

## 1．こどもの「不慮の事故」の特徴

防止策を講じることで、発生を未然に防ぐこと、重症化など事故の影響を最小限に食い止めることができる場合がある。

こどもは発育段階や運動機能の発達に応じて、行動や特性が変わり、その都度様々な事故に遭うおそれが出てくる。

こどもは自分の行動が事故へつながることを想像するのは困難。

**周囲の大人が『こどもの見守り』や『こどもの発育段階に応じた支援を行う』とともに、『事故が起きない環境をあらかじめ作る』ことが重要。**

## 2．こどもの不慮の事故の年齢別死亡数

直近５か年における、こどもの不慮の事故による死亡数を年齢別で見ると、
0歳が330件で0～14歳の30.6%を占め、0～4歳で56.8%を占めている。

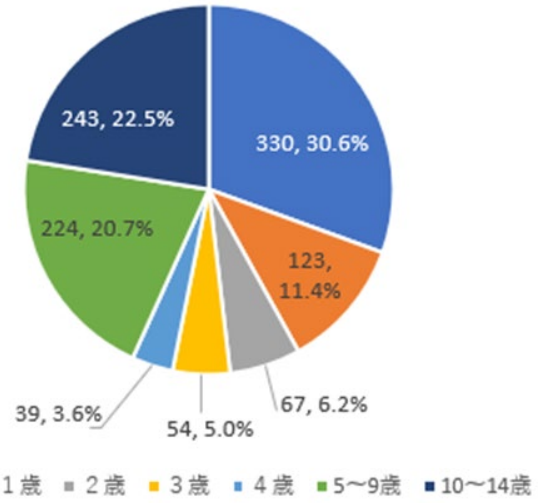


## 3．こどもの不慮の事故の死因別死亡数

直近５か年における、こどもの不慮の事故は、
**「窒息」**
**「交通事故」**
**「不慮の溺水」**
**が死因の上位**にある。

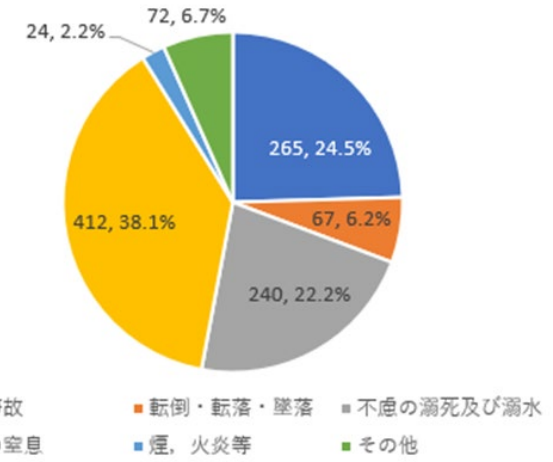


死因の詳細（年齢別・上位）

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
|---|---|---|---|
| 第1位 | 窒息 （ベッド内）119人 | 交通事故 36人 | 交通事故 22人 |
| 第2位 | 窒息 （胃内容物の誤えん）78人 | 溺水（浴槽内） 19人 | 窒息 （食物の誤えん）8人 |
| 第3位 | 窒息 （詳細不明） 24人 | 窒息 （食物の誤えん）14人 | 転落 （建物又は建造物）、窒息 （胃内容物の誤えん）各7人 |

| | 3歳 | 4歳 | 5～9歳 |
|---|---|---|---|
| 第1位 | 交通事故 19人 | 交通事故 14人 | 交通事故 87人 |
| 第2位 | 溺水 （浴槽内） 5人 | 転落 （建物又は建造物）9人 | 溺水 （自然水域内）43人 |
| 第3位 | 溺水 （自然水域内）、窒息 （胃内容物の誤えん）各4人 | 溺水 （その他） 3人 | 溺水 （浴槽内） 23人 |

# こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック ①

## 事故防止ハンドブックについて

0歳から6歳（小学校に入学前の未就学児）のこどもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたもの。

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/

## 事例1．転倒によりぶら下げていた水筒が腹部にあたる事故 NEW！

気温が高く水分補給が欠かせない時期は、こどもが水筒を持ち歩く機会も多く、転倒した際に首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等の事故が起きています。

【注意ポイント】

●水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう。

●水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう。

●遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう。

## 事例2．食事中に食べ物で窒息

【授乳期の間の注意ポイント】
固くて噛むことが困難な食材（えび、貝類、おにぎりのりなど）は使用を避け、食塊の固さや切り方によってつまりやすい食材（りんご、なしなど）は柔らかくなるまで加熱するなど工夫しましょう。

【授乳期を過ぎ３歳頃までの間の注意ポイント】
上記の固くて噛むことが困難な食材や食塊の固さや切り方によってつまりやすい食材は、歯の生え方や噛み砕く力、飲み込む力に応じて適度な大きさに切るなどして与えましょう。

【０～５歳までの注意ポイント】
●固いナッツ・豆類、粘着性が高く飲み込みづらい食材（もち、白玉団子など）や、弾力性があり噛み切りにくい食材（いか、こんにゃくなど）は、窒息のリスクがあるため、使用を避けましょう。

●球形や大きさから、気道に入り、つまりやすい食材（ミニトマト、ぶどう、さくらんぼ、個装チーズ、うずらの卵など）は４等分して形や大きさを変えたり、皮を取り除くなど工夫をしましょう。

【食事の時の行動の注意ポイント】
●食べ物を口にいれたまま遊んだり、話したり、寝転んだりさせないようにしましょう。
また、泣いているこどもをあやそうとして、食べ物を与えるのはやめましょう。

●眠そうなときに食事をさせることも避けましょう。

## 事例３．チャイルドシート未使用・誤使用による事故

【注意ポイント】

●抱っこ乗車は危険です。
こどもを抱っこしたままシートベルトを締めることも危険です。

●短時間の乗車であっても、チャイルドシート（※ジュニアシートを含みます）を使用しましょう。

●6歳になるまでは、必ずチャイルドシートを使用しましょう。
6歳になっても、シートベルトを正しく使える体格（目安は身長150cm以上）になるまではチャイルドシートを使用しましょう。

●チャイルドシートは取扱説明書をよく読んで、
座席にしっかり取り付け、正しく使用しましょう。

## 事例４．入浴時に溺れる

【注意ポイント】

●大人が洗髪する際には、こどもを浴槽から出しましょう。

●浮き輪の使用中でも溺れる事故が発生しています。保護者が目を離す状況で使用するのはやめましょう。

●お風呂から上がる際には、こどもを先に浴槽・浴室から出しましょう。

## 事例５．窓やベランダなどからの転落

【窓や出窓の注意ポイント】

●窓に補助錠やストッパーをつけて、大きく開かないようにしましょう。

●窓の近くにベッドやソファーなど踏み台になるものは置かないようにしましょう。

●網戸に寄りかかると破れて転落するおそれがあるので、窓を開ける幅を制限できない場合は、網戸に寄りかかれないよう柵を設置しましょう。

【ベランダなどの注意ポイント】

●ベランダをこどもの遊び場にしないようにし、こどもだけでベランダに出ないよう注意しましょう。

●ベランダから身を乗り出すと転落する危険があることを教えましょう。

●ベランダに植木鉢、椅子などの踏み台になるものを置かないようにしましょう。
エアコンの室外機は手すりから60cm以上離して設置するか、上からつるしましょう。

●こどもだけを家に残して外出することは避けましょう。

# こどもの事故防止に関する取組の推進

## 1．こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

・こどもの事故の実態及びこどもの事故防止に向けた各種取組等の情報交換
・効果的な啓発活動の実施
・関係者の取組推進のための方策等について検討

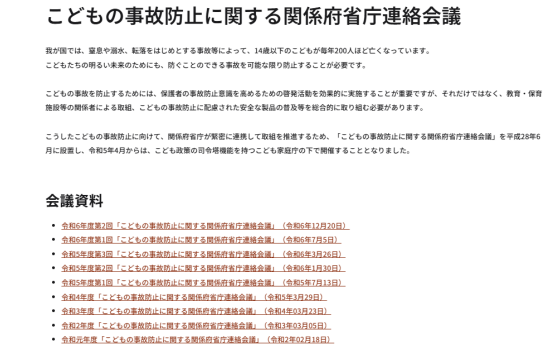
こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

我が国では、窒息や溺水、転落をはじめとする事故等によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっています。
こどもたちの明るい未来のために、防ぐことのできる事故を可能な限り防止することが必要です。

こどもの事故を防止するためには、保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施することが重要ですが、それだけではなく、教育・保育施設等の関係者による取組、こどもの事故防止に配慮された安全な製品の普及等を総合的に取り組む必要があります。

こうしたこどもの事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を平成28年6月に設置し、令和5年4月からは、こども政策の司令塔機能を持つこども家庭庁の下で開催することとなりました。

会議資料

- 令和6年度第2回「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和6年12月20日）
- 令和6年度第1回「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和6年7月5日）
- 令和5年度第3回「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和6年3月26日）
- 令和5年度第2回「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和6年1月30日）
- 令和5年度第1回「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和5年7月13日）
- 令和4年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和5年3月29日）
- 令和3年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和4年03月23日）
- 令和2年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和3年03月05日）
- 令和元年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（令和2年02月18日）

https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-actions-review-meetings/

## 2．こどもの事故防止週間

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組として、「こどもの事故防止週間」を実施している。
令和６年度は、「熱中症による事故への安全対策」をテーマに、「みんなで見守り『こどもの熱中症』を防ぎましょう！」をスローガンとして、7月15日から21日までの1週間、事故を防ぐポイント等について、ポスターやSNSなどを通じて広報啓発を行った。

「こどもの事故防止週間」ポスター（令和６年度）

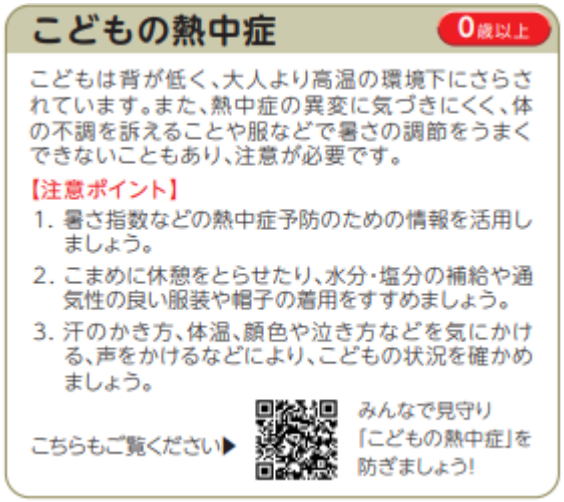
こどもの熱中症 0歳以上

こどもは背が低く、大人より高温の環境下にさらされています。また、熱中症の異変に気づきにくく、体の不調を訴えることや服などで暑さの調節をうまくできないこともあり、注意が必要です。

【注意ポイント】
1. 暑さ指数などの熱中症予防のための情報を活用しましょう。
2. こまめに休憩をとらせたり、水分・塩分の補給や通気性の良い服装や帽子の着用をすすめましょう。
3. 汗のかき方、体温、顔色や泣き方などを気にかける、声をかけるなどにより、こどもの状況を確かめましょう。

こちらもご覧ください▶ みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう!

## 3．事故防止ポータルサイト

様々な事故情報や事故防止の取組事例、事故が起きたときの応急手当の方法などの情報を発信。

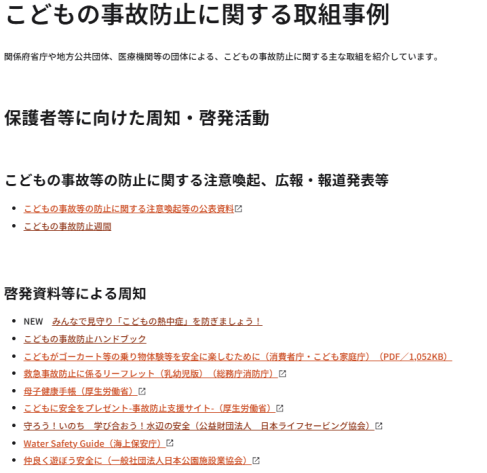
こどもの事故防止に関する取組事例

関係府省庁や地方公共団体、医療機関等の団体による、こどもの事故防止に関する主な取組を紹介しています。

保護者等に向けた周知・啓発活動

こどもの事故等の防止に関する注意喚起、広報・報道発表等

- こどもの事故等の防止に関する注意喚起等の公表資料
- こどもの事故防止週間

啓発資料等による周知

- NEW　みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！
- こどもの事故防止ハンドブック
- こどもがゴーカート等の乗り物体験等を安全に楽しむために（消費者庁・こども家庭庁）（PDF／1,052KB）
- 救急事故防止に係るリーフレット（乳幼児版）（総務庁消防庁）
- 母子健康手帳（厚生労働省）
- こどもに安全をプレゼント-事故防止支援サイト-（厚生労働省）
- 守ろう！いのち　学び合おう！水辺の安全（公益財団法人　日本ライフセービング協会）
- Water Safety Guide（海上保安庁）
- 仲良く遊ぼう安全に（一般社団法人日本公園施設業協会）

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/

# ２．教育・保育施設等における事故防止対策について

# 教育・保育施設等における重大事故防止に向けた取組

## 1．有識者会議の開催

平成27年４月から教育・保育施設等における重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、28年４月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

国においては、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議を開催しているほか、毎年度末に「年次報告」をとりまとめ公表している。

【　主な検討課題　】

① 事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
② 地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
③ 事故報告、事故情報データベースの充実
④ ガイドライン等の改善

【　委　員　】

大学教授、保育関係者、被害児童の親等　１３名（令和７年２月現在）

## 2．ガイドラインの周知徹底

事故の発生防止及び再発防止について取りまとめたガイドライン（※）に関して、重大事故が発生しやすい時期（水遊び、節分等）や重大事故発生時等のあらゆる機会を通じて、地方自治体、施設・事業所に対し、ＳＮＳ、講話、調査研究事業等のあらゆる機会を通じた周知徹底を図っている。

**※　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**
**（平成28年3月発出）**

【　ガイドライン種別　】

① **事故防止のための取組み　～施設・事業者向け～**
重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、水遊び、食事中）ごとの注意事項等
② **事故防止のための取組み　～地方自治体向け～**
施設・事業者との連携体制の整備、施設・事業者に対する研修や指導監査等
③ **事故発生時の対応　～施設・事業者、地方自治体共通～**
事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

## 3．事故情報集計結果の公表

教育・保育施設等において発生した重大事故について、毎年１月１日から１２月３１日までの間に国に報告があったものを集計し、公表している。

**※　平成28年に公表開始（平成27年報告分以降を公表）**

【令和５年教育・保育施設等における事故報告集計】（令和５年報告分、令和６年8月２日公表）

| | 死亡 | 意識不明 | 骨折 | 火傷 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保育所等 | ６件 | ２３件 | 1,638件 | ３件 | ４５１件 | 2,121件 |
| 放課後児童クラブ | ３件 | １件 | ５５１件 | 0 | ９６件 | ６５１件 |
| 計 | ９件（＋４） | ２４件（+5） | 2,189件（+292） | ３件（-３） | ５４７件（+１３） | **2,772件（+311）** |

（）内は対前年比

## 4．事故情報データベースの公表

地方自治体から国に報告された重大事故について、事故の再発防止を目的として、保育のプロセスを振り返り、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や具体的な対応方法などについて情報共有を図るため、当該情報をデータベース化し、公表している。

**※　平成27年に公表開始（平成27年度報告分以降を公表）**

【　データベースの種別・内容　】

① **事故概要**
「時系列等による事故発生時の状況」、「自治体による要因分析結果」
② **事故詳細**
「施設・事業所の概要」、「発生時の体制」、「事故の転帰」、「施設・事業所による要因分析」等

**【　重大事故とは？　】**

「重大事故」とは、地方自治体から国への報告を求めている事故であって、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故をいう。

# Ⅱ．こどもの安全で安心な社会環境の整備について

# １．青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）について

# 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）」の概要

**○ 青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）第８条に基づき、こども政策推進会議が計画を定め、その実施を推進。**
**○ 施策の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、策定後３年を目途に見直し。**

## 1 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

○ **「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方向へ**
- 情報「発信」を契機とするトラブル等に対する取組等の推進　～トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等
- インターネット・リテラシーの向上の推進　～生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等

## 2 フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

○ **フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底**
- 携帯電話事業者・契約代理店による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底

○ **青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の推進**
- 特定サーバー管理者（SNS事業者等）に対する閲覧防止措置の啓発の推進

○ **低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化**
- 親子でのスマホ共用を想定した携帯電話事業者等による情報提供　～フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスの利用等の周知啓発

○ **容易な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「ペアレンタルコントロール機能」の普及推進**
- カスタマイズ機能　～WEBコンテンツや起動可能アプリの学齢に応じた制限、サイト・アプリの個別の制限等
- ペアレンタルコントロール機能　～青少年の発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段。フィルタリングのほか、時間管理機能や課金制限機能等

} これらに関する保護者への周知啓発

## 3 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

○ **家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理（非技術的手段によるペアレンタルコントロール）**
- インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでいる現状を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進

○ **学校、家庭、社会において、青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進**

## 4 その他相談・支援体制の継続的な整備推進等（ネットいじめ、SNS等ネット上のトラブル、性被害防止、人権侵害、プライバシー侵害等への対応）

○ **トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進**
- インターネット上で名誉棄損やプライバシー侵害等の被害を受けた青少年からの相談への対応推進
- インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進

○ **SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進**

⇒ **施策の推進状況や、主要各国における最近の対策の動向等を踏まえつつ、法令改正の要否も含め、関係省庁等が連携して具体的な方策の検討を進めるとともに、３年後を目途に第６次基本計画を見直す**

# ２．こどものインターネット利用に係る啓発について

それって本当にだいじょうぶ？

## 遊んでいたつもりでも犯罪！
# オンラインカジノは犯罪です！

インターネット上でお金を賭けて遊ぶ「オンラインカジノ」は、それが合法とされている海外のサイトであっても、**日本国内からオンラインカジノにアクセスしてお金を賭けることは賭博罪にあたり、犯罪です。**

オンラインカジノの情報は、フィルタリング活用で遮ることができます。
海外では、広告から入ってしまうこともあるようです。広告が入口となってしまっても、フィルタリング活用で、その先に進むことをブロック！！

フィルタリングのほかに、対象年齢にあったアプリを利用したり、課金管理など技術的な手段で、こどもを守る方法もあります。
**（あんしんフィルターやOS事業者が提供する各種サービスで設定できます）**

課金管理は、オンラインゲームなど他の場面でも役に立つのでおすすめです。

**ワンポイントアドバイス**

「【警察庁】オンラインカジノは犯罪です」YouTubeの公式チャンネルでわかりやすく解説しています。ぜひ家族で見てみましょう。



それって本当にだいじょうぶ？

## 世の中、そんなうまい話はありません
# 闇バイトは犯罪です！

**SNS上の「短時間」「高額」「ホワイト案件」などうまい話にだまされないで！**

闇バイトでは、一定の時間が経過すると記録が消える秘匿性の高いアプリでの連絡（持っていない場合はインストール）を指示されます。

顔写真、連絡先などの個人情報や、これらが載った身分証などは送信しないようこどもに伝えましょう。

また、アルバイトに応募する前に必ず保護者などに相談するように伝えましょう。

もしも怪しいバイトに応募したり個人情報を送ったりしてしまったら、警察に相談を！

少しでも不安に感じたら、すぐに
**警察相談専用電話「#9110」番へ**

**ワンポイントアドバイス**

「政府広報オンライン　闇バイト」
https://www.gov-online.go.jp/tag/闇バイト
各省庁が作成した動画や、首相メッセージを掲載しています。ぜひ家族でご覧ください。



こども家庭庁・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省

みんなで考えよう！

2025年1月発行

# 賢く・便利に・安全に！
# 今どきのネットの使い方

CHECK!

監修（五十音順）
上沼紫野（弁護士・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会理事）
尾花紀子（ネット教育アナリスト）
山崎貴史（全国国公立幼稚園・こども園 PTA連絡協議会会長）

## Q スマホのルール、みんなはどうしてるの？

### A こんなルールをおすすめしてもらったよ！

**こどもたちにインターネットやスマホを使うときのルールを聞いてみました！**
（こども家庭庁「こども若者★いけんぷらす」でアンケートを実施）

スマホを使っていい時間を決めたら、その時間は堂々と使う！
悪いのはルールを破ることで、スマホを使うことじゃないと思う

ネット上で、誰かの悪口は絶対に書いたらダメだよ！
みんな書いてるから悪口言ってもいいなんてことはないよ

## ひと手間かけて安全設定
# フィルタリングの活用

**お子様の年齢や発達段階に応じてフィルタリングを設定し、安全な利用環境を整えましょう。**

**自分専用スマホを持ち始めるときにおすすめ**

**あんしんフィルター/あんしんコントロール by トフィルター**

docomo NTTドコモ　au KDDI　SoftBank ソフトバンク　楽天モバイル

**親子共用でスマホを使うときにおすすめ**

フィルタリングのオンオフができるサービスの活用

ON! OFF!

OS事業者が提供する各種サービス

**小さいお子さんには**

・iPhoneならFace IDとアクセスガイドの組み合わせで、
・Androidならお子様用アカウントでログインをして、
こども用の端末で使わせてあげるのもいいですね！

**ワンポイントアドバイス**

端末やアプリなどに年齢を登録しておくと、年齢に合わせた安全な環境設定ができるのでおすすめです。



## 傷つけず、傷つけられず
# SNSで楽しく過ごすために

**SNSは公共の場。みんなが気持ちよくSNSを使うためにできることを考えていきましょう。**

**みんなが気持ちよくSNSを使うために**

#NoHeart NoSNS

**インターネットで誹謗中傷にあった時の窓口**

違法・有害情報相談センター
日本司法支援センター（法テラス）
こどもの人権110番
子供のSOSの相談窓口
誹謗中傷ホットライン
最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
まもろうよこころ

**ワンポイントアドバイス**

上手にインターネットを使うために…
インターネットトラブル事例集（総務省）
情報化社会の新たな問題を考えるための教材（文部科学省）も参考にしてみてください。
誹謗中傷以外にもお役立ち情報がたくさんあります。

インターネットトラブル事例集

情報化社会の新たな問題を考えるための教材



## Q こどもにスマホを使わせるときはどうしてる？

### A こどもの年齢に合ったルールをつくろう！

**自分でルールを決めて守れるように少しずつレベルアップしていこう！**

フィルタリングやいろいろな安全機能を設定しておくと便利！

知らない人や、ネットだけの知り合いからメールやメッセージが届いたら返信の前に保護者に相談しよう！

勉強でスマホを使用中に、動画視聴やゲームをしちゃいそうになるなら時間管理アプリを使うといいよ！

## Q ルールは決めた！他に何をしたらいいの？

### A いろんな機能を使って安全な環境をつくろう！

**安心・便利な安全機能を使って、インターネットを賢く安全に、楽しく使っていこう！**

使う時間のチェックは、これがおすすめ！

Check!

便利な機能がたくさんありますよ！

勉強をするときは、集中できるように機器の設定をしてみることもおすすめです！

# ３．いわゆる「闇バイト」への加担を防止するための取組について

# 闇バイトに関する広報・啓発について

こどもまんなか
こども家庭庁

## 啓発資料の作成・情報発信

警察庁
文部科学省
こども家庭庁

**それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!**

警察庁、文部科学省と連携し、10代の青少年に向けた加担防止の啓発資料を作成。

令和６年12月13日、３省庁が公表、ＳＮＳ等にて情報発信。

都道府県警察、自治体、各種学校、児童福祉関係施設等にも周知依頼。

## 三原大臣によるメッセージ動画の配信

「10代の未来あるみなさんへ」と題して、こどもたちへのメッセージ動画（４本）を作成。

動画では、三原大臣が「闇バイトは犯罪。あなたの未来を大切にしてください。」などと、こどもたちに呼び掛け、注意喚起。

令和６年12月20日、公開。
こども家庭庁公式ＳＮＳ（X、YouTube、Instagram）にて情報発信。

**～10代の未来あるみなさんへ～**
- 闇バイトは犯罪！
- 闇バイトにだまされないで！
- 個人情報は送らない！
- 家族などに必ず相談！